

令和7年度 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」 調査結果（建設企業）

《要点》

- 技能者・技術者の週休2日取得及び4週8閉所に向けた取組が着実に進んでいる。
- 改正建設業法の制度理解促進を図るため、特に小規模企業への制度の周知・普及が必要。
- 注文者に対し、猛暑日を「不稼働日」とするよう申し入れた企業は約2割であったが、申し入れた場合、約7割が対応されている。

■民間工事の工期について

工期の設定方法 (Q1-2) 「協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少なくない」、「協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い」との回答が全体の約6割を占めた。

工期の適切さ (Q1-3、1-4、1-5-b) 受注した工期の状況について「長い工期が増えている」との回答は全体で約2割であった。要因としては、「適正な工期の見積もり」、「資材・人員の不足や調達遅延」と回答した割合が高い結果となった。また、最終的な工期について「妥当な工期の工事が多かった」、「余裕のある工事が多かった」と回答した割合は、約8割を占めた。

■現場閉所率・就労状況について

現場閉所率 (Q1-16) 元請として「4週8閉所」を提案した（された）企業は62.4%であり、実際に達成できたのは約5割を占めた。

また公共・民間工事で見ると、公共工事を主とする企業と、民間発注工事を主とする企業とでは、「4週8閉所」の導入率に差が見られるがいずれも改善傾向である。（公共工事がほとんど：78.3%、民間工事がほとんど：24.5%）

休日の取得状況 (Q1-18) 「4週8休以上」の取得者が増加し、技術者・技能者ともに3割以上を占めた<図1、2※昨年の結果は<参考>の通り>。

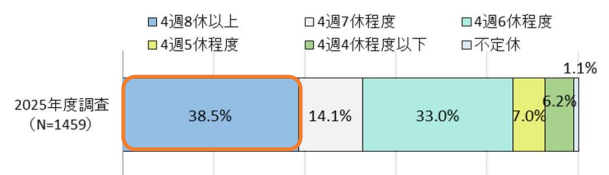
残業時間 (Q1-20) 残業時間(平均)が月45時間未満の技術者は前年度より10.0ポイント増加(96.5%)し、技能者は前年度より8.6ポイント増加(97.5%)し、改善傾向が見られた。

■猛暑日の考慮について

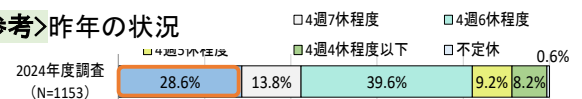
不稼働日の考慮 (Q1-6) 工期の設定にあたって、猛暑日を「不稼働日」として考慮していると回答した企業は約3割にとどまった。

申し入れの状況 (Q1-7,8) 注文者に対して工期中の猛暑日を「不稼働日」とするよう申し入れたと回答した企業の割合は約2割にとどまった。申し入れに対し、「契約条件に反映された」、「工程調整などで運用上対応された」と回答した割合は約7割となった。

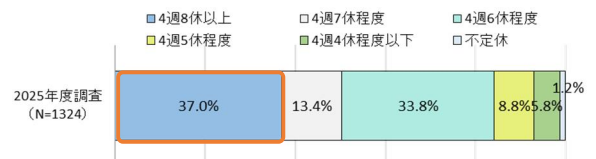
<図1>休日の取得状況(技術者)



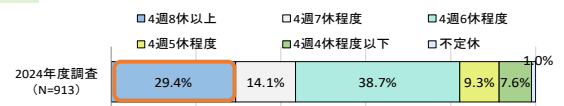
<参考>昨年の状況



<図2>休日の取得状況(技能者)



<参考>昨年の状況



■制度への理解と取組の進捗について

取組の認知状況 (Q2-1-1) 2024 年 6 月に改正した「第三次・担い手 3 法」について、「内容まで知っている」は 42.0%、「名称は聞いたことがある」は 44.1%であった。小規模企業では約 3 割が「全く知らない」と回答している。

時間外労働是正への取組 (Q2-4) 時間外労働を是正する方法としては、「人材の確保・育成」に取り組む企業が最も多く、大規模企業であるほど積極的な傾向にある。一方、小規模企業では「生産体制の最適化」とする回答が多い。

■ ICT 活用の現状と課題について

ICT 活用状況 (Q2-6) 施工現場で ICT を活用していないと回答した企業は約 7 割にのぼり、特に、民間工事の割合が多い企業や下請企業になると傾向が強まる結果となった。また、小規模企業においては「まったく活用していない」と回答した割合が約 6 割を占めた。

ICT 活用の課題 (Q2-7) 主な課題として「ICT 活用のための人材が不足」を挙げた割合は 42.3%、「費用対効果が不明」は 39.3%であった。

下請に提出を求める書類の見直し状況 (Q2-9) 「書類の簡素化」に取り組んでいる企業は 53.7%だが、実際に削減が進んでいるのは 25.1%であった。小規模企業において「見直しは不要」と回答した割合は前年度より 28.6 ポイント減少し 14.3%であった。

■資材価格高騰と価格転嫁の対応について

価格転嫁ルール認知状況 (Q3-1) 「価格転嫁ルール」を認知している企業は全体で約 6 割、小規模企業においては 29.2%にとどまっている。

契約変更条項の有無 (Q3-2) 契約変更条項のある請負契約は 54.9%であった<図 5>。

<図 5>物価等の高騰に関する条項の有無

		全て契約変更条項はあった	おおむねあった	ほとんどなかった	全てなかった
全体		11.4%	43.5%	32.6%	12.5%
元下 の 割 合	元請工事が主	12.7%	43.7%	31.1%	12.6%
	一次下請が主	7.5%	43.0%	36.0%	13.5%
	二次以降の下請が主	5.6%	38.9%	44.4%	11.1%
	元請・下請工事は ほぼ同程度	10.7%	44.3%	34.2%	10.7%

契約変更条項の有無 (Q3-4.5) 価格変動を受けて契約変更の協議を行った企業は全体の約 4 割。そのうち、「全て契約変更が行われた」、「一部契約変更が行われた」と回答したのは約 9 割となった。

【調査の概要】

調査対象	建設業法第 27 条の 37 の規定に基づく届出団体(116 団体)の各団体会員企業
調査時点	令和 8 年 1 月 1 日現在(令和 6 年 12 月以降に請け負った工事)
調査項目	主に民間工事について、工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期の適正性／工期変更の理由／工期変更に伴い増加した工事費の負担／休日の取得状況／働き方改革・生産性向上に向けた取組 など
回答企業数	2,024 社(うち、有効回答企業数 1,939 社)

※「小規模企業」の定義については、完工高 5,000 万円未満の企業を対象としている

「大規模企業」の定義については、完工高が 5 億円以上の企業を対象としている